

「第2回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への議会の見解

<p>Q. ①どの様な形で議会日程が決められ、すすめられているのかわからない。 ②市民の意見に対して議会の反応は。 ③市民の思いが、どこまでどの様に伝わって理解されているのか不明。 ④質問回数を個人別に表す様にする。 ⑤比較のベンチマークをやっているのか。 ⑥市民を参画させるべきでは。</p>	
1	<p>議会の見解</p> <p>①市議会は年4回開催の定例会とその都度開催の臨時会があります。議会の召集権は基本的に市長にあります。議事日程は、市長をはじめ理事者側との日程調整のうえ、すべて議会運営委員会で決定されます。定例会は3月に次年度の日程を、臨時会はその都度決定され、少なくとも招集日1週間前に告示されます。</p> <p>②・③請願及び陳情として提出された意見や要望は、すべて委員会に付託され委員会審査を経て採決され、可か否か、議会の意思を決定します。地域の問題等で議員に託された案件や議員が日常活動で把握した課題などは、一般質問や本会議及び委員会で問題提起され、解決に向けた検討や具体化がすすめられます。</p> <p>④議員の質問内容はホームページ及び市議会だより「こんにちは知立市議会です」で公開しています。また、ホームページでは本会議議事録も公表しており、議員の発言回数も明らかになっています。ただ、質問回数を個人ごとにまとめたものは作成していません。</p> <p>⑤決算審査の折には、監査委員提出の「決算意見書」に類似都市との行政水準の比較表が添付され、それらを参考に議論を深めています。また、議員の日常活動としても近隣市及び先進地の研究に絶えず努力しています。</p> <p>⑥議会審議に市民を参画させることは、制度上いくつかの制約や問題があります。知立市議会では、請願・陳情提出者から直接意見を聴取するため、委員会での意見陳述を実施しています。また、市議会主催の議会報告会を開催し、市民との意見交換会もスタートしました。今後は、市議会の常任委員会が直接市民と懇談することも合意され、実施の検討が始まっています。今後も市民参加の開かれた議会づくりに努力します。</p>
<p>Q. 高架事業での負担金問題で、市の対応が「イラつくくらい重い」と思う。議会側で毎月要請団を組んで県に出かけてはどうか。</p>	
2	<p>議会の見解</p> <p>積極的なご意見ありがとうございます。市議会は今日まで議会のイニシャチブで3度にわたり、県知事及び副知事に直接面談し負担割合の改善を求めてきました。今後は県当局のみならず、県議会及び近隣市選出の県議会議員にも積極的に要請する決意です。</p>

Q. 通年議会、夜間（休日）の議会開催は検討されないのか。	
3	<p>議会の見解</p> <p>通年議会は、平成16年の地方自治法改正で定例会の回数制限が撤廃され、開催することが可能であり、現に通年議会としている自治体もあります。</p> <p>また、今国会に提出されている地方自治法改正案には、現行制度下での通年議会の開催とは異なる仕組みが設けられています。制度の選択肢が増える中、国会の審議の状況もふまえ、知立市議会の会期制はどうあるべきか、十分に検証し、見極めていくことが重要と考えます。</p> <p>通年議会は、夜間（休日）の議会開催と併せて、議会改革特別委員会や議会運営委員会で検討していきます。</p>